

第6回 市民自治推進会議

会 議 概 要

日 時：平成23年8月23日（火）午後4時開会
場 所：札幌市役本庁舎 18階 第1常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（横尾市民自治推進課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6回市民自治推進会議を開催いたします。

本日は、福士明委員、福士昭夫委員が欠席となっております。

佐藤座長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○佐藤座長 皆さん、こんにちは。

それでは、議事を始めたいと思います。

これまで5回の会議を積み重ねてまいりまして、前回の会議でおおむね見直しの方向性についての確認が終わったところであります。

前回の会議でもアナウンスしましたように、これまでの議論を精査いたしまして、事務局の協力も仰ぎながら、私の方で中間報告書を書かせていただきました。8月12日ごろでしょうか、委員の皆様のところにも郵送等で届いていると思います。

今日の議事は、事前に委員の皆様方にご確認いただいた中間報告書についての最終確認をすることになっております。その意見交換に入る前に、前回の会議で丸山委員からの提案を受けまして、事務局の方で参考資料を一つ用意しているようでございますので、先にそれを取り上げたいと思います。

前回の会議で、丸山委員から、この推進会議の公募委員に応募いただいた皆さん方のレポートや面接での意見を取り上げてはどうかという趣旨のご提案があったと思います。その意見をまとめたものがあるようですので、まず、事務局から紹介をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○事務局（小澤地域支援担当係長） それでは、私から説明させていただきます。

地域支援担当係長の小澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、参考資料、公募委員選考過程における意見と書いてあるA4判の資料、3枚物となっておりますけれども、こちらを説明させていただきたいと思います。

こちらは、本年23年1月ごろに公募委員を選考いたしました結果、1次審査に書面審査として11名の方から1,000字程度でレポートを出していただきました。また、2次審査におきましては、集団面接という形で、対象4名の方に面接をさせていただきまして、選考させていただいたところでございます。

その結果、いただいた論文につきましては、結果として、市民意見の市政への反映についてというテーマで書いていただいておりますが、せっかくいただいたものですので、このレポートの意見の概要を、実際には11名の中で北野委員と横江委員につきましては選考されておりますので、その方のレポートについては除いておりますが、今回の選考に漏れた9名の意見につきまして、簡単ではございますけれども、ご紹介させていただきたい

と考えております。

なお、今回のレポートの公表につきましては、本人に氏名と論文そのものは公表しないということで、許可をとっているものではございませんので、個人が特定できないようにしておりますので、その辺はご了解いただきたいと思います。

まず、一番上の丸から行きたいと思います。

市民がこれまでの行政依存の体質から脱却し、自分たちでできることは自分たちで解決とするという努力が最も大事。また、地域には、高齢者、子ども、地域住民が一体となった交流を活発にすることが大事。若い人材を育成するとともに、元気な高齢者が地域で頑張れる方策も必要であるということでございます。

また、2番目は、暮らしやすいまちづくりの基本は町内会活動にあるが、市民にはまだまだ市民参加という認識が薄い。自治基本条例を見たこともないという方が多い、まず、自治基本条例を全戸配布し、周知徹底する必要がある。その上で、まちづくりの基本となる考え方、情報の共有、自発的な市民参加を促したい。

3番目は、地域のニーズや課題を解決するためには、市民、行政、議会が同じ目線に立って情報交換し合うことが必要である。地域にはいろいろな課題や情報が舞い込んでくるが、逆に、地域での情報を市政へボトムアップする場所が少ないのではないかと。

4番目は、市民意見の市政への反映は、市民参加の仕組みが充実して初めてできること。条例の制定以降、情報提供は進んできたが、市民参加の面では審議会などの公募委員の数がまだまだ少ない。条例もでき、市民自治の理解が進み、参加意欲の高い市民もいるので、増員を検討してもよいのではないかと。

5番目は、広報さっぽろやホームページなど情報源はあるものの、市民参加につながっていない。市民参加の推進には、市民の声を吸い上げ、その声が反映されていることを見せていく。自分たちの声実際に届いていることを実感してもらう必要がある。その積み重ねが自信や信頼につながるのではないかと。

一番下でございます。

自治というものを実のあるものにするには、生活環境の向上という視点が欠かせない。生活環境とは生き物であり、手をかければかけるほど生気を発する。自己の宅地や菜園などの美観を保つことに努力しているが、これこそ自治であり、大切なことは手塩にかけることの意義である。

2ページ目の1番目の丸でございます。

市政への市民意見の反映には二つのキーワードに着目する必要がある。一つ目が、市民自治の明暗を分けるもの。市民自治の政策効果は、地域レベルとコレクティブな利益に焦点を当てたソーシャルキャピタルの高低に着目して評価すべきである。二つ目が、想定市民の吟味。居住に無関係な市民を事柄に応じて想定市民としておく視点も吟味しておくことが必要な場合がある。

次の丸でございますが、まちづくりは、まず知ることから始まり、地域の財政に関心を

持ち、都市像を語る必要がある。財政情報などの情報公開は充実してきたが、活用する側、市民、市職員、市議会にどれだけ活用され、市民的に生かされているかが課題。自治基本条例の理念に基づき、市民、議員、市長、職員の相互信頼関係の醸成による連携が重要である。

一番最後の丸でございますが、家庭生ごみの減量化施策の実効ある見直し、減量化に不可欠な家庭サポートを担うNPOや市民自治活動団体への協力支援が必要である。

以上でございます。

こちらは、1次審査でいただいたレポートの中で要点となる部分をこちらの方で1点ずつ抽出させていただいたものでございます。

それから、3ページ目をごらんください。

こちらは、2次審査のときに集団面接を行ったのですが、面接テーマとしまして、それぞれの選考の対象となる方に、「市民自治を推進していくための課題と解決について」ということで、四角の線で囲まれている部分はフリップをイメージしておりまして、4人の方にフリップにキーワードを書いていただきました。

Aさんにつきましては、情報、それを共有する、そして価値観を共有する、そういう意識が市民自治を推進していくために必要であって、地域市民委員会、チーム札幌、こういったまとまった形での推進が必要であるということをおっしゃっております。

Bさんにつきましては、市民の行政依存からの変革ということを書いております。

Cさんにつきましては、町内会の弱体化が著しいので、そのため、解決については、加入率のアップ、独自の広報誌の発行、町内会の情報共有が必要ではないかという形で整理されております。

Dさんにつきましては、単位町内会を再構築するということが、例えば、資源回収による関係づくり、また、一步進めた市民参加として、街区公園のリフレッシュを地元実行で主体的に構築していくということが進められると市民自治が進むのではないかということを書いております。

以上のような形の発表がございまして、2次審査につきましては23年2月に行っております。

簡単ではございますが、この資料の説明は以上でございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

それでは、今、説明を受けまして、丸山委員、何か補足はございますか。

○丸山委員 資料の作成とご説明をありがとうございます。

私も既に記憶から薄れていたところでしたので、確認させていただきましたこと、お礼を申し上げます。

特に追加などはございません。

○佐藤座長 ありがとうございます。

今、公募委員の選考過程における応募者のご意見を見ました。実は、私も初めて見るの

ですが、これらの意見のかなりの部分は、既に市民自治推進会議の中で委員の皆さんからご指摘があったことと重なっているのではないかと理解しております。

特に、新しく入れなければならないということは、今後、もう少し細かく見ていく過程では出てくると思いますが、今のところ、話は大分出ているのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤座長 それでは、引き続きまして、中間報告書の最終確認をしてまいりたいと思います。

委員の皆様は事前にご確認いただいていることですので、ここで全文を読み上げることはいたしません。意見があれば、メールなどで事務局にご連絡をいただくこととしておりましたし、また、本日欠席されている委員もいらっしゃいますことから、事務局より、これまで寄せられた意見等についてまずご説明をいただくことにしたいと思います。また、報告書の概略も簡単に説明していただければと思います。

よろしくをお願いします。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 引き続き、私の方からご説明させていただきます。

中間報告書につきましては、本原稿を座長からいただきまして、皆様に送らせていただいたところでございます。

こちらにつきましては、皆様から各修正点等をいただきましたので、ページを追ってご説明させていただきたいと思っております。

まず、1番目は評価の概要ということで、これまでの概要の視点と評価の工程等を1ページ目から書いております。そして、修正点としましては、3ページ目の2の（1）の上から4行目でございます。この文章ですが、このことを受けて、札幌市では、市政への市民参加などを呼びかけるとともに、市民自治や市民参加といった事柄がというところに「市民に」という言葉を足しております。こちらにつきましては、福士（明）委員の方からいただいております。どの程度理解、定着しているか調査をするため、市政世論調査や市民アンケート、市民自治に関するアンケート調査等を活用しという形で修正しております。この辺の実績につきましては、段落ごとに書かせていただいております。

また、6ページ目をごらんください。

6ページの上の「また」の段落の真ん中辺に「こうした学習の機会によって」というところがございます。こちらは、最初は、「こうした学習の機会によって、中央区の幌西地区などでは町内会の役員とのつながり、学校と地域のつながりが創出された」という記載でしたけれども、具体的なものがなく、手引を配布することにつながりが強化されるというところでちょっと飛躍をしているのではないかとというご指摘が福士（明）委員からございました。そういうこともございまして、修正としましては、中央区の幌西地区などでは、町内会等の活動を知る勉強会を小学生と町内会等の役員で開催し、町内会等の役員とのつながり、学校と地域のつながりが創出、強化された事例もあり、一定の成果が出ていると

ということで文言を少し追加させていただいているところでございます。

続きまして、7ページ目をごらんください。

7ページ目の真ん中辺に身近な地域のまちづくりというものがございまして、上から3行目に「約9割」とございます。この「約9割」につきましては、今回は注を加えさせていただいております。理由は、上に「まちづくりセンター区域87地区中、76地区で形成され、82協議会が活動している。」という数字が出ていますが、この9割というのはどこから出てきたのかがわかりにくいというご指摘がございまして、ここは注をつけまして、11番に注を追加したところでございます。9割につきましては、76地区を87地区で除した割合でございまして、82協議会につきましては、地区によっては1地区に複数の協議会が活動している場合がございますということで注をつけたところでございます。

それから、8ページ目の(6)の文章でございます。

第7章は、他の自治体との連携・協力という文言になっております。このことにつきましては福士(明)委員よりご指摘がございまして、ここは他の自治体との連携協力を書くべきパラグラフになっているということで、当初は、なお書き以降の大学連携につきまして文章をつけておりましたが、やはり、自治体との連携について書くべきということと、広域圏組合のことにつきまして文言を追加した方がよいのではないかということを受けまして、今回、連携事例が見られるほか、石狩管内の市町村と札幌広域圏組合を設立し、圏域にまたがる共同ソフト事業を実施しているという文言を足させていただいたところでございます。また、大学機関とのネットワーク強化につきましては、こちらも他団体との連携という観点で、なお書きとして後ろにつけさせていただいたところでございます。

それから、9ページ目につきまして、今回、北野委員から、(2)の条例の認知度の3行目の「市民に条例が認知されるように、条例の認知度調査を行うべきである。」というところで、「市民」という言葉がありますが、この中にやはり具体的にNPO、町内会等も実施すべきという形で入れるかどうか検討をしてほしいというご連絡がございました。このことにつきましては、具体的にNPO、町内会等は「市民」という概念の中には含まれておりますので、現行としてはとりあえず追加しておりませんが、「市民」という考え方の中にNPOまたは町内会等が入っているという形で整理させていただければというふうに考えております。

それから、11ページ目をごらんください。

11ページ目につきましては、(4)の市民参加(第21条関連)というところがございます。こちらにつきましては、当初、5行目に、市民参加について敷居が高いと感じている市民の割合が多いというような中間語が入っていたのですが、ちょっとわかりにくいとか、つながりがよくないというご指摘を福士(明)委員からいただきまして、その部分を削除しております。

それから、上の部分の4行の「職員のための情報共有・市民参加推進の手引きに記載されているが」の後には、当初は「手引きや」という言葉を入れないで、そのまま「市民自治

の取組を見ても」となっております。ここについて、武岡委員の方から、手引の中にも身近な地域のまちづくりの参加が少ないというご指摘がありましたので、「手引きや市民自治の主な取組を見ても、市政への参加が多く、身近な地域のまちづくりの参加という視点が少ない。」というふうに修正させていただいております。

最後に、14ページ目からは、評価に対する今後の方向性ということでまとめさせていただいております。

5番目の4行目にある「その意味は、市民が札幌市政の主役であり」という部分ですが、当初は、札幌市の行政をコントロールする立場にあるのが市民であることが当たり前という文言で書いておりました。しかしながら、市民自治という観点におきましては、コントロールをする立場というのは、やはり議会を含めた全般のことを言うのではないかというご指摘がございまして、今回は「札幌市の行政」という言葉を「札幌市政」という言葉に変えまして、行政だけではなく、議会または市民を含めた形での概念に広げて、それをコントロールする立場にあるのが市民であるという言葉にかえさせていただいております。

そして、報告書としましては、最後の16ページに条例第32条に基づく条例の見直し等についてを記載させていただいております。

また、18ページ目以降は、資料編といたしまして、自治基本条例の条文、推進会議の設置要綱、また、委員の名簿をつけさせていただいているところがございます。

雑駁ではございますが、中間報告書の修正点については以上でございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

ただいま、事前にいただいたもので修正したところを主としてご説明いただきましたけれども、そのほか、事前には連絡していただかなかったものについての意見でも結構ですので、何かご意見、お気づきの点がございましたらお寄せいただければと思います。

まずは、今、修正された部分についてはいかがでしょうか。

特に問題はないかと思いますが、よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤座長 では、とりあえず、修正された部分についてはよろしいということにしたいと思います。

そのほかで何かご意見はございますか。

どうぞ。

○丸山委員 事前の意見提出が間に合わなかったことを、まずはおわび申し上げます。

内容に関して1点確認ですが、第5回の会議で、終盤、私の方から確認させていただいた町内会の扱いについての記述はどの部分になったのかということを確認したいと思います。会議概要で申し上げますと、27ページに出ていた町内会に関する扱いの部分です。

○佐藤座長 今、わかりますか。

○事務局(小澤地域支援担当係長) 会議概要の27ページといたしますと、町内会のことについて、市民の自主的組織である町内会は市の機関ではないので、かかわりがなかなか

難しいということが現状理解である、しかし、地域や地域活動への理解が不足しているという現状を考えると、地域内交流を促進していく工夫が必要ではないかという感じているけれども、そこを加えるのはどうであろうかというようなご発言があった部分でございますね。

○丸山委員 はい。

○事務局(小澤地域支援担当係長) 町内会の部分につきましては、評価の結果としまして、最終的には12ページ目の(8)にある第28条関連のところでは若干触れている部分がございます。あとは、下から6行目の「札幌市の行政運営において、地域の市民に手による日常的な市民サービスを担っているのはほとんど町内会や自治会である。したがって、町内会の加入率が下がると、町内会、自治会の活動が鈍り、結果的に市民サービスが低下することが予想される。札幌市としても、この点に関してどのように対処すべきかという認識を持つ必要がある。」という部分で包含しようかというふうに考えております。

○佐藤座長 いかがでしょうか。

○丸山委員 作業の結果は理解いたしました。

私としましては、会議概要の27ページにありまして、このときは表現が吟味されていないのですが、地域内交流を促進していく工夫が必要ではないかという感じのことがここに一つ加わるという決定をしたという理解でいいのか、悪いのかという点を確認したかと思っていました。その後、佐藤座長から、いいのではないかと思うのですが、どうでしょうかと、そして、異議なしということになったと思いましたので、私としては、前回の第5回の会議で確認されたのは、第5回の配付資料2、概要版、中間報告の素案の1枚がみんな合意をとった部分であり、そのほかの部分は各委員からの個別のご発言であり、この場では合意をしっかりと形成したというふうには思っていなかったのです。そこで、中間報告の素案になる前回の第5回の配付資料の今後の方向性という中にこの部分が一つ加わるという意味で発言したつもりでございました。

ですから、私の気持ちといたしましては、評価に関する今後の方向性という14ページ以降のところはこのことが言及されるのではないかと期待しておりました。

○佐藤座長 今後の方向性として、町内会の中での地域内交流を進めるような工夫が必要だということですか。私は、前回、うまく理解できていなかったのかもしれませんが。

○丸山委員 多分、私自身の申し上げ方もよくなかったのだと思います。

会議概要がお手元がない方もいらっしゃるのかもしれませんが、読みます。

課題のところは、今日、足そうということになったのは、一つ目の市民、職員だけではなくて、議会にもということは皆さんもオーケーを出したということで、これは武岡委員がおっしゃったことで確定してよろしいのでしょうか。

佐藤座長。

いいのではないのでしょうか。

丸山委員。

もう一つここに足すとなれば、かなり話題になった町内会のことについてです。それはこの課題に出てきていないので、何らかの方向性で足すか、現状の評価のようなところに出す必要があると思います。

それは、表現が吟味されていませんが、市民の自主的組織である町内会は、市の機関ではないので、かかわりがなかなか難しいということが現状理解です。しかし、地域や地域活動への理解が不足している現状を考えると、地域内交流を促進していく工夫が必要ではないかという感じのことがここに一つ加わるといふ決定をしたという理解でいいのか、悪いのか。

この二つを確認したく思っていました。

佐藤座長。

今の後半部分ですが、さあ、どうしようかと思っていましたので、ありがとうございます。

これはいいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

異議なしと発言する者あり。

こういう内容でした。

ですので、私の発言もやや不確かな発言になっていることをおわびいたします。

何らかの方向性で足すか、現状の課題のようなところに出す必要があると思いますという発言でしたので、4番の町内会の指摘のところに内容として入れていただいたという作業が事務局のお考えですね。

○事務局（小澤地域支援担当係長） はい。

○丸山委員 わかりました。

状況は理解いたしました。ありがとうございます。

○佐藤座長 そのつもりだったのですが、いいですか。

○丸山委員 はい、結構です。

○佐藤座長 直接的に会議概要のような文言にはなっておりませんが、先ほど事務局から説明のありました12ページの構成員がきちんと取り組む意欲を持つとか、そういったことの中に含めたつもりではありました。きちんとそのとおりになっていないとは思いますが、よろしゅうございますか。

○丸山委員 この期に及んでは懇願的な発言になりますが、やはり、町内会の難しさは、市民の自主的組織であり、市の機関ではないので、市がかかわることが難しいということが読み取れる必要があると私は思っている発言でした。現状の案では、そこが読み取りにくいと私は感じているという意見です。

以上です。

これ以上は、皆さんの合意形成にお任せしたいと思います。

○佐藤座長 要するに、札幌市の機関ではなくて、市民の自主的な組織であるということをあえて入れるかどうかですね。

12ページの下から7行目の「札幌市の行政運営において」の次ですが、「地域の市民の手による日常的な市民サービスを担っているのは、ほとんど町内会や自治会である。」ということで、若干わかりにくい文章にはなっていますが、そのあたりで今の自主的なということをお寄せた感じはありますね。

これはどうでしょうか。

○喜多委員 その文章で、日常的な市民サービスを担っているというところが私もちょっとひっかかっています、どういうことを言っているのかわかりづらいついていました。NPOの立場から言うと、NPOとしても市民サービスを担っているので、これはどういう理解をしたらいいのか、疑問に思っていたところでした。

○佐藤座長 これはどうでしょうか。

ここは、地域のまちづくりの促進というところですから、NPOをどうするかが……。

○喜多委員 ここは、私としては、町内会の活動とNPOの活動を分けて書いた方がいいのではないかと思います。

○佐藤座長 そうですね。

(8)の地域のまちづくりの促進の2段落目の「各町内会連合会、市民グループ、NPOなどが強力で連携するならば大きく前進すると思われる。しかし、地域で活動している市民グループやNPO等の実態を各地域で把握し切れていない。今後、更なる地域で横の連携を強化していく必要がある。」というのが基本のところですね。下の方に来ると、町内会の話だけになってしまうのです。

○丸山委員 中間報告ゆえの難しさが今の話題の根底にあると思います。

と申しますのは、今回の中間報告書で、この会議体としてみんなが合意していこうということになったのは、14ページからの5番の評価に対する今後の方向性の部分のみであるのが現状だと思います。ですから、その前の部分については、タイトルを非常に工夫なさっていただき、例えば、3であれば「評価結果～全般部分について指摘」ということで、結局、合意はまだとれていないが、各委員から個別にこのような指摘があったといういわば羅列であり、うまく組み合わせたり、整合性をとったり、相関関係を導き出した結果ではないという現状なのです。そうであれば、無理に文章にすると不整合が起こるので、正直に、中間報告なので整合性がとれていない部分もあるが、とにかく各委員から出た意見の羅列であるということで、頭にポツをつけた箇条書きのようにして出してはどうかと思います。そうすれば、多様な意見があり、これを今後最後まで検討していく材料にするのだということが出て、よろしいと思います。ほかの部分も、他の方のご意見をつないだような部分も幾つか見受けられ、やはり、ちょっと無理があるかなというふうに感じているところです。ですから、少し箇条書きのように直すという決断をするのも一つの案としていかがなものかなと思っています。

今ごろこのようなことを申し上げまして済みません。

以上です。

○佐藤座長 箇条書きにするというのは、どこの部分ですか。

○丸山委員 箇条書きにするというのは、9ページから13ページまでの3と4の部分です。

箇条書きと申しますか、様式としては、今日の冒頭にご説明がありました別添資料、1次審査の論文からの抜粋のように、一つ一つ独立したご意見の併記、並べて置くというスタイルがよろしいのではないかと私は思っています。

○佐藤座長 今、合意がなされていないというお話でしたが、例えば、3の条例に対する市民の印象というのは、市民にとってまだ極めて遠い存在というイメージがあるというところが合意されていないと。つまり、自治基本条例はちゃんと市民にとってわかりやすいものになっているという意見もあるということですか。そういう意見は出ましたでしょうか。

○丸山委員 一つ一つ合意を形成していくというプロセスを踏んできた会議ではなく、とにかく気のついたことを出してみましようという形で進められたというふうに私は理解しております。ただ、中間報告を出すために、第5回で配付資料2として出された部分については第5回の会議で合意をとろうという約束のもとに進められたという理解しております。

○佐藤座長 確かに、この部分についてこの文言でいいですか、つまり、市民にとって自治基本条例はまだ極めて遠い存在というイメージがあるということではよろしいですかというふうに一つ一つ合意はとっていませんが、議論の中で、それに対して、いや、そうじゃないという意見が出ていないということは、皆さん方もそれぞれ合意されたと思っていいるのではないのでしょうか。

○丸山委員 うまく説明できていないことをお詫びします。

そういう意見もあるということで認めていると、特に大きな反対があったときは議論をしているというふうに思っています。

○佐藤座長 ご意見が出されて、それに対して、いや、そうではないのではないかとという意見が出なければ、皆さんも合意されたものだと思ってずっと進めてまいりましたので、私としては、これらの部分については合意をされてきたのだと理解をして中間報告も書くというつもりでございました。ですから、丸山委員の見解とはちょっと違っておりました。

○丸山委員 私の理解が間違っていたことをお詫びいたします。

また、反対意見があるのであれば、そのとき申し上げるべきであり、無言であったということは、無言は合意のあかしという進行でお進めになっていたということを理解いたしました。大変申しわけございませんでした。

○佐藤座長 とんでもないです。

私の方も、皆さんから反対がなくても指摘はあるということについて理解したということと、その指摘も、必ずしも賛成ではないけれども、あっても不思議ではないというふうに考えていらした委員がいらっしまったということについての認識がなく、私自身が幾つかの点について時々反論した場合もございますので、進め方に問題があったのかもしれない

せん。それは、こちらも今後の会議の進め方について検討しなければいけないかなと思います。

ほかの委員の皆さんはどうでしょうか。

○武岡委員 12ページが一番最後で、先ほど話題に上りました町内会、自治会についての記述ですが、最後から7行目以降の「札幌市の行政運営において、地域の市民の手による日常的な市民サービスを担っているのは、ほとんど町内会や自治会である。」というところは、私もちょっと気にかかりました。町内会や自治会に任せている市の仕事は実際には減ってきていると認識しています。例えば、以前は市の広報誌の配布をお願いしていましたが、今は民間に委託できるようにもなってきております。

そういったこともありますので、ここは表現をちょっと和らげた方がよろしいのではないかなという気がしております。例えば、町内会や自治会は市民にとって欠かせないということで、ちょっと具体例を出して、ごみステーションの管理を担うなど、市民の手による日常的な市民サービスを担っていると、表現を少し和らげてはいかがかと思えます。

もう一点は、30ページの委員名簿についてです。

北野委員と横江委員は公募委員としてこの会議に入っていたいただいておりますので、そのことを名簿にきちんとわかるようにされた方がよろしいのではないかと思います。主な役職というところにご所属先、ご勤務先を書いています、いろいろな会議の報告書などを見ても、公募委員と書かれているものも多いですし、やはり、住民から公募でこういう会議体に入っているということも市民参加の一つだと思いますので、その情報は掲載した方がよろしいのではないかと考えております。

○佐藤座長 ありがとうございます。

後半の委員名簿は、そうですね。修正したいと思えます。

それから、12ページは、先ほどから議論になっていて、なかなか難しいところというか、直さなければいけないところですね。喜多委員からは、NPOについてももう少しきちんと言及してはどうかということと、日常的な市民サービスといっても、その割合が減っているはずだというご指摘がありました。これは、今すぐに文言が思いつきませんが、それぞれの意見を踏まえた修正をするということではいかがでしょうか。

武岡委員がおっしゃったのは、何か具体例を入れて和らげるということでしたか。

○武岡委員 そうですね。ごみステーションの管理は、集合住宅でごみステーションを持っている場合を除いて、大体は自治会や町内会がやっているものと思われまして、市民にとっては一番身近ですので、私が今ぱっと思いついたのは、ごみステーションを例に出すのがよいのではないかと思います。今の文章では「ほとんど」と書いてあるのですが、ほとんどと言われると、ちょっとどうかなと思ってしまいました。しかし、NPOのことも、ここで絡めるのであれば、リサイクルということではNPOの役割も今は高まっていると思えますし、町内会とNPOで連携する必要があるということも指摘できるかなと思います。

○佐藤座長 恐らく、この「ほとんど」がひっかかるのですね。

どういう表現がよろしいでしょうか。何かいいアイデアはないですか。

○北野委員 行政が担う部分、地域やNPOが担う部分をすみ分けした言葉で表現できるのなら、事務局から提案いただいてもいいと思います。

○佐藤座長 何かうまいアイデアはありますか。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 後ろの部分については、「ほとんど」という文言はやめまして、日常に密接したごみステーションの管理や高齢者等への福祉、また、NPOにおいては子育て支援やリサイクル、環境保全といった活動の具体的なものを出しながら、さまざまな団体と連携しながら札幌市では行政運営を行っているのだということで、この役割分担については、表現を少し和らげて、修正した方がよろしいかなと思っております。

また、その辺の文章の直しをしまして、事務局として再度調整したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤座長 それでよろしいですか。

この加入率が下がると云々というところは残しておきたいところですね。いや、要らないという意見もあるでしょうか。

○横江委員 （8）は、私も町内会やNPOをやっているので、まちづくりの自主運営についても出前講座で勉強会等をさせてもらいまして、こういうふうに入ることは非常にうれしいです。今言われていた下から7行の「札幌市の行政運営において、」をとってしまって、町内会や自治会は、地域の市民の手による日常的なというふうにして、あとはNPOや市民活動団体も入れるということでしたから、ちょっと配列を変えたり、組み直すと、すっきりいくのではないかと思います。

○佐藤座長 ありがとうございます。

それでは、私も今すぐにうまいアイデアが出ませんので、ここの部分は、今ご意見があったように修正をして、後で皆さんにそれぞれご検討いただくということにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（高野市民自治推進室長） 先ほど丸山委員がおっしゃられていた地域内交流といった言葉はやっぱり入れた方がいいですか。その辺の大切さというか、重要性ですね。

○佐藤座長 それも、もう少しわかりやすく入れるようにしてはいかがでしょうか。

○喜多委員 この中で一番言いたかったことは何ですか。

○佐藤座長 ここは、町内会の加入率が下がるということです。町内会の加入率が下がったらサービスが低下することも予想されると、北野委員から出ている話ですね。

○横江委員 それぞれの立場の人がそれぞれに見ると、町内会で一生懸命やっている人は、市の方でも町内会にもっとと言うわけです。NPOや市民グループで一生懸命やっている人は、自分たちの活躍の場を既存の組織体だけが牛耳っていないで、もっと一緒にやろうと言うわけです。今は、その両方とも生かして文言をつくろうということで行っていると

思うのですけれども、両方をバランスよく生かしてもらえれば、ここは非常に生きてくるのかなと思います。

○佐藤座長 ありがとうございます。

では、そのように変更していきたいと思います。

文言については、また後で少し検討して皆さんにお諮りしたいと思います。

○喜多委員 ここは、市民サービスを担っているのはほとんど町内会であると書いてあるところの文言を変えていただければいいと思います。

○佐藤座長 では、ここはちょっと手直しをしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○北野委員 そのほかでもいいですか。

○佐藤座長 どうぞ。

○北野委員 情報共有とか情報提供ということですが、札幌市のホームページを見てみると、報道資料という欄があるのですが、その部分と実際にマスコミで報道されている情報との整合性というか、マスコミで流されている情報でどうして札幌市のホームページに載っていないのかというものがたくさんありますし、マスコミが報道しているものの方が、市民の知りたい情報を、先駆けてというか、私たちにわかりやすく提供してくれています。

先ほど出ていた加入率の部分についても、恐らく、札幌市の資料に各区の加入率などがあると思うのですが、それが札幌市のホームページ上では載っていないのです。それから、ごみステーションの問題で今検討されている事項についてもそうです。

私の見方が悪いのかもしれませんが、マスコミで報道されている部分が札幌市のホームページにはほとんど載っていないような気がします。マスコミで報道されている部分は札幌市から一切提供されていないものとするのか、提供したものが何かの形で札幌市のホームページ上に載っていれば、市民も、こういうふう提供されて、こういうふう報道されているのだということが理解できるのです。ホームページ上での情報提供のあり方と、マスコミで報道されている情報と札幌市のホームページの情報との整合性ということがよくわからないので、事務局からご説明いただきたいと思います。

○佐藤座長 いかがでしょう。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 今、答えられる範囲で答えさせていただきます。

報道機関に提供する資料につきましては、確かにホームページの方で載っていると思います。それが、必ずしも各部局のホームページに全面的に載っているかということ、もちろん載っている場合もございますけれども、報道機関の方の取材によって引き出された情報につきましては一部載っていないこともございます。また、報道の方に提供している情報でもホームページに載っていないものもあると思います。それにつきましては、ホームページに情報をできる限り掲載するというので、きめ細かい情報提供をするのがベターだと思うのですけれども、ホームページは情報が多くなればなるほど見にくくなるということもございまして、昨年度、情報の整理ということでホームページをリニューアルした経

緯もございます。現状としては、それぞれの部局の考え方によって出している場合もありますし、報道機関の取材の場合もございますので、一概には一致していない場合もございます。

○北野委員 私が言いたいのは、札幌市のホームページに載っているものは、市民が何かを考えたりする材料がないような気がするのです。一方、マスコミで先に載るいろいろな報道には、市民がこの物事をどう判断したらいいかという材料がたくさん載っているような気がするのです。札幌市のホームページのつくり方も、決まったことを載せるだけというよりも、ごみステーションだったら個別収集にするとか、どういうふうにするとか、費用はこうなっているけれども、この問題を皆さんはどういうふうに考えますかといった問いかけや、市民に考えてもらいたい部分をホームページの中に事前にもっと出していただいて、最終的にはどういう形かで決まるにしても、市民が考えるべきことをもっとホームページ上に載せていただくと、双方向なものができるのかなと思っています。

○佐藤座長 ありがとうございます。

なかなか難しいというか、ホームページ自体の容量などの技術的な問題もあろうかと思えます。今後、そういった点を個別の課題として取り上げていって、いろいろ指摘をしていくということになるかと思えます。

今のお話は、特にこの中間報告のどこをどう変えるということではございませんね。

○北野委員 はい。

○佐藤座長 問題提起として、ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

○丸山委員 14ページからの5の評価に対する今後の方向性の部分について、確認と意見を申し上げます。

この14ページ、15ページには、14ページの冒頭に書いてあるとおり、個々の条文に沿った評価について方向性を大きく五つ示しておきたいということで五つになっているのですが、第5回の会議のときの方向性は6個になっていたと思います。

私が理解した範囲では、五つ目と六つ目が一緒になって、「第5に」という15ページの最後の部分の表現になっていると思います。第5回の資料では、まず、まちづくり協議会や区民協議会の会議や活動の内容などを幅広い市民に情報発信するという方向性が一つです。そして、これとは別途に六つ目として、まちづくりセンター地域自主運営化のことについて、そのメリットや課題の情報発信を強化するということが書かれていました。これは、いずれも情報発信という点で一つにまとめられたのではないかと読み取りました。

しかし、ここからは意見ですが、この二つの方向性を導き出した課題は少し違っていて、まちづくり協議会や区民協議会の方向性を出した課題は、幅広い団体や市民が参加できるようにするという課題から導き出した方向性であり、六つ目のまちづくりセンターの方は、地域の自主運営化のメリットなどをもっとうまく伝えと、より積極的に地域で自主運営化が進むのではないかと課題から導き出されたものであると考えておりました。

私としては、別々のものとして記述して六つの方向性とするということがよろしいのではないかと思っていたのです。

私の理解違いだったらおわびします。意見も述べてしまいました。

○佐藤座長 ありがとうございます。

そうですね。これは第6にして、地域主体化のパラグラフといたしますか、段落を分けた方が確かによさそうですね。

では、ほかの委員の皆さん方から特に反対がなければ、第6として、文言としてはこのようなことでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤座長 では、地域主体でまちづくりを行うところを第6にして、課題の6番目にしたいと思います。

ありがとうございます。

○北野委員 もう一回、区分をきちんとしていただけますか。

○丸山委員 皆さん、お手元に第5回の配付資料2はございますでしょうか。

もしあれば見ていただきたいのですが、そのときは、五つ目として、まず、課題としてまちづくり協議会、区民協議会は、今後、幅広い団体、市民が参加できるように努めるべきである、これに対して、導き出された方向性は、まちづくり協議会や区民協議会の会議や活動の内容などを幅広い市民に情報発信する、これが五つ目です。

六つ目は、課題がまちづくりセンター地域自主運営化には、そのメリットなどをより積極的に地域に情報提供するべきである、これに対する方向性としては、まちづくりセンター地域自主運営化の説明会の開催やメリット、課題の情報発信を強化する、これが六つ目です。ですから、今15ページにある方は、どちらかという、まちづくりセンターの地域自主運営化の方がメインに書かれているような気がします。

○佐藤座長 というか、これは一緒になっていて、二つの段落で違うことを書いていますね。おっしゃるとおり、「第5に」と書いてあるのに、地域主体云々ということがそのまま重なってきているので、逆にわかりづらくなっていると思います。

上の方は、まちづくり協議会や区民協議会の内容を市民にきちんと知らせるべきだという話で、下の方は、まちづくりセンターの自主運営についての問題提起ということですから、これは分けた方がいいと私も思います。失礼しました。

○喜多委員 そして、今、丸山委員がおっしゃっていたように、まちづくり協議会とか区民協議会に幅広い団体が参加できるようにという文言が抜けているので、それも加えていただけないかと思いました。

○佐藤座長 12ページのところに入っていた文言ですね。

ここはどうでしょうか。それがうまくいっているところの情報を発信してほしいというのは第5ですね。第4の方に、コミュニティカフェなどが若干出ていますがけれども、それとは違うのですね。

今の喜多委員のおっしゃったところを入れるとしたら、第5ですか、新しく起こす第6ですか、どちらがいいでしょうか。

○喜多委員 区民協議会のことなので、第5ではないでしょうか。

○佐藤座長 前回の資料ですと、課題があって、幅広い団体、市民が参加できるように努めるというあたりは、12ページの(8)の上の方にあります「今後、更なる地域で横の連携を強化していく必要がある。」というあたりが一つの課題の提示になっていて、その方向性としては、まちづくり協議会や区民協議会の会議や活動の内容等、幅広い市民に情報を発信となっていて、それがここに出ているということです。そうではなくて、入れるとしたら、まちづくり協議会の最初の文の次に加えて、まちづくり協議会、区民協議会等に、今後、幅広い団体、市民が参加できるように努めるべきであるということを入れるという感じですか。

○喜多委員 そうですね。

(8)の地域のまちづくりの促進のところ、市民グループやNPOなどの実態を各地域で把握し切れていないというところに反映すると思うのですが、把握し切れていないということは、知っている範囲でしかまちづくり協議会に入っていないということなので、そこを今後の方向性として残してはどうかと思います。今、佐藤座長が言った文言でいいのではないかと思います。

○佐藤座長 わかりました。

では、ほかの方から特に反対がなければそのように思いますが、いかがですか。

○北野委員 区民協議会の議論の中に、今言われたNPO等の市民活動団体の部分もあるのですが、公募委員についても触れられております。今の状態というのは、連合町内会の持ち上がりでほとんどか組織構成をされてしまうという弊害がありますので、できるだけそういう弊害をなくして、今言われた部分プラス公募委員も入れてもっと幅広く市民の意見を聞く区民協議会やまちづくり協議会であってほしいと思います。

○佐藤座長 区民協議会に公募委員を入れるということですか。

○横江委員 区民協議会もそうですが、いろいろな協議会を新しい取り組みでやるのですが、構成メンバーが今までやっている人とほとんど変わらないという現実があります。今まで何もやっていなかった新しい人材とか新しい考え方をもっと取り込めるような組織体にできないだろうかということがどういう形かに入れられればということかだと思います。

○佐藤座長 ありがとうございます。

先ほど言いましたのは、「情報発信していくべきである。」の後に、まちづくり協議会、区民協議会は、今後、幅広い団体、市民が参加できるように努めるべきであるという文言を入れたらいかがでしょうかということですが、幅広い団体、市民という文言でいかがでしょう。

○事務局（高野市民自治推進室長） まちづくり協議会や区民協議会というのは、団体、市民と書いてありますけれども、基本的には団体です。個人的に入っている人は今はいな

いのです。ですから、言われたように公募委員を入れるということになると、枠組みを全く変えていかなければいけないということになります。今は、とりあえずは団体なのです。小学校であったり、中学校のPTAであったり、そういった団体の代表者が来ている状況です。団体から来ている方そのものを言えば市民なのですけれども、基本的には団体の代表者が来ているのが現状です。

○佐藤座長 そういうこともあるでしょうから、今後、幅広い団体、市民が参加できるように努めるべきであるということであれば、それほど困らないと思います。どうするかは、今後、考えていかなければいけないのでしょうかね。現状はそうだととして、今後、区民協議会、まちづくり協議会をどうしていくのかというところは検討が必要だと思いますので、先ほど言ったような文言を入れて、丸々、北野委員のおっしゃったようなことではないですが、ニュアンスというか、少し変える方向も検討して努力をすべきだということでしょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤座長 では、そのようにさせていただいて、地域主体のところは第6にしていきたいと思います。

そこで、第6も、上の同じ体裁にした方がいいと思います。というのは、第4も、第5も、ほかもそうだと思いますが、最初の文章は何々するべきであるとするようになっているので、前回の資料にある文言がいいですね。「まちづくりセンター地域自主運営化は、そのメリットなどを積極的に地域に情報提供すべきである。」、そのままよさそうですね。それを一言入れると、あとは大体いいのではないかと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤座長 では、ここは第6をつくることにします。

ほかに何かございますか。

○丸山委員 内容についてではなく、整理、記述の仕方について一つ提案をしたいと思います。

それは、5ページ、6ページ、7ページのところです。ここの部分は、条例の各条項に沿って述べているというふうに提示されていますが、例えば、今話題になっていた7ページの区民協議会という見出しがありますけれども、条項の方には区民協議会というものは存在しないわけであり、区におけるまちづくりという区分の中に第29条が書かれています。この区民協議会のところの1行目にそのことは言及してあるのですが、条項と照らし合わせて見たときに同じでないと見づらいというのが私の感覚ですが、その点はどちらがよいのか、私自身も迷うところではあります。皆さんにご相談したく、発言させていただきました。

○佐藤座長 ありがとうございます。

上の「身近な地域のまちづくりへの参加」というのは、第3節の表題をとってきているところですね。そういう意味では、区民協議会だけが別に浮いて、ない言葉が出てきているということですね。おっしゃるとおり、微妙に違うのですね。これはどうでしょうか。

第1節は、市民参加の推進ですから、市民参加でいいですね。

第2節は、情報共有の……。

○丸山委員 こちらは市民参加の推進なのです。そして、青少年や子どものまちづくりへの参加で、「青少年や」とか「への」が入っています。

○佐藤座長 そうですね。

第2節は、情報共有の推進になっていますね。

これはどうでしょうか。

今問題になったのは区民協議会のところですので、差し当たり、区民協議会のところを区におけるまちづくりというふうに直すと。

ただ、この表題は、条例では区民協議会というものはないのですけれども、いわば条例を受けて区民協議会がつくられてきて、全区に区民協議会ができております。ですから、見ようによっては区民協議会でもいいのではないのでしょうか。どうでしょうか。第29条の区におけるまちづくりに関していろいろな努力がなされて、全区に区民協議会が設置されて、区民協議会とは何かということの下に注でついています。しかし、これについてはまだまだだというのが先ほど議論になったところですね。

これでいいような気がしてきましたが、どうでしょうか。

○丸山委員 この中間報告だけを手元に置いて読み進むには、今の案の方が何について書いてあるかが明確なので読みやすいと思います。ただし、条文を照らし合わせて見るという作業をする方にとっては探しにくさが発生しているというふうに裏腹になっています。ただし、中間報告の3ページに章ごとに見ていきますという記述があったので、章の中にあることは間違いないので、現状のままでも齟齬がないと感じます。

○佐藤座長 そうですね。3ページの一番上に、各実績の説明は条例の各章ごとに行われていると入れましたからね。

では、これは区民協議会でよろしいですか。すぐ下に条例第29条に基づくと書いていますし、ここは大丈夫ではないかなと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤座長 では、これはこのままにしておきます。

ほかはいかがでしょうか。

○北野委員 要するに、今、なぜ区民協議会とかまちづくり協議会が余りよくないかというところ、第29条に掲げてある地域や区が抱える課題が何かということを確認していない、そして、その課題をどう解決していくのかということがないということが一番問題だと思うのです。ですから、条例にあるとおり、課題を明らかにし、その課題の解決のために取り組んでいくということはある程度明記していかないと、ただ単に何か行事をやって終わ

りと。そういうことであっては、何の意味もないのではないかと思います。

○佐藤座長 それは、区民協議会に対する意見ということになりますね。

○北野委員 これからの課題を明らかにしてやっていくと、いろいろな団体も必要になってくると思います。そこで何もしないと、今のままでいいという形になると思います。

○佐藤座長 その点は、13ページに、区民協議会が全区設置でスタートとしたばかりだが、区民が共有すべき課題を討議できる仕組みとなるよう検討すべきであるというふうに書いているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○北野委員 それと、今後の方向性という部分は……。

○佐藤座長 今後の方向性のところは、先ほど出ましたように、多様な参加というものを一つ入れて、先進的な取り組みをしているところからもっと学んでいきたいと思います。

ですから、区ごとにバランスが悪いといいますか、差があって、できれば差がないようにした方がいいということですが、その辺は15ページのところでまちづくりセンター自主運営との差が出てきます。いずれにしても、区民協議会のことをきちんと市民に発信していくべきで、発信するに従って、今、13ページで出てきたような課題、あるいは北野委員がおっしゃったような課題が、市民の間でもこれは何だと認識されて、課題を検討しようというふうになっていくのではないかと思います。希望的に観測すればですね。

ですから、この報告書の中で、今のようなことは13ページに既に評価として入れてありますので、いいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○横江委員 今、区民協議会のことについて議論になっていますが、多分、地域で活動されているNPOとか市民団体の方が、区民協議会というものの存在価値は認めつつも、もっと多様な方がかかわれるようなものができればいいなと思うのです。しかし、現状の区民協議会そのものがそういうふうになれるとは考えづらいと思います。ただ、この中でこういうふうに表示するのはよろしいのではないかと思います。今後どういうふうにしていくかというときには、区民協議会と別組織なのか、両輪なのか、補強するのかは別として、そういうものもちょっと考えていく必要があるだろうと思っています。

○佐藤座長 ありがとうございます。

この会議は今日で終わりではないですから、今後、区民協議会をどうするかといった個別の議論をしていかなければいけないし、何を取り上げるかはいろいろありますし、いつ、どのように取り上げるかはまだ確定していませんけれども、いずれにしても、今後、北野委員がおっしゃったような課題もこれからまた話していかなければいけないと思います。とりあえず、そのための頭出しを中間報告でしましたということではいかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤座長 ありがとうございます。

7ページのところはそれでよろしいですね。

ほかにかがででしょうか。

○丸山委員 11ページの市政への市民参加（第21条関連）のところについて意見を述べさせていただきます。

冒頭の2行の「市民参加には、『市政への参加』と『身近な地域のまちづくりへの参加』の2つがあると『職員のための情報共有・市民参加推進の手引き』に記載されているが、」という文を削除してはどうかと思います。

理由は、まず、この手引の記述を入れる必要があるのかどうかというと、特になんか気がします。また、私自身としては、市政への参加と身近な地域のまちづくりへの参加の2つがあるということはちょっと違うのではないかと考えているからです。身近な地域のまちづくりへの参加というのは、条例の方では区のまちづくりとまちづくりセンターのまちづくりなどについて書かれていまして、これはまちづくりの一部であり、まちづくりを市政への参加と身近な地域のまちづくりへの参加に二分するということではないととらえているからです。例えば、全市をまたがって、もしくは、もっと広域的なNPOのように目的別のまちづくりもたくさんあるわけですから、この考え方は現状には似つかわしくないのではないかと考えているからです。

この冒頭の2行を削除するというのかはどうか。

○佐藤座長 ありがとうございます。

そうすると、どこから始まるでしょうか。「この手引き」というのはなくなりますね。2行というか、4行というか、この段落が……。

○丸山委員 市政への参加も身近な地域のまちづくりへの参加も大切である、しかし、現状では身近な地域のまちづくりへの参加という視点が少ないという論じ方ではどうでしょうか。もう一度、第21条を見た方がいいですね。

○佐藤座長 ありがとうございます。

第21条には、身近な地域へのまちづくりの参加というのはいないのです。これは、おっしゃったとおり別立てで、第3節の方にある第28条とか第29条の方にある話なので、おっしゃるとおり、これは市政への市民参加ではないですね。

○武岡委員 これは、もともとは私がお話しさせていただいていたことで、私が申しあげたかったのは、市政への参加だけではなくて、身近な地域のまちづくりへの参加も重要なのだということです。それは、職員のための手引にも身近な地域のまちづくりへの参加ということがちゃんと書いてあるねということを確認するために申しあげたのです。

○佐藤座長 これは、むしろ第28条の方にあった方がいいようなものですね。ですから、残すとしたら、(8)がすごく大きくなってしまいますが、(8)の方に3段落ぐらいをそっくり移すのはどうでしょうか。確かに、その方がすっきりしますね。

では、この3段落、また手引きの改定も含めて、12ページの(8)の第28条関連に移していく方がよさそうですね。

そして、(4)は、市政への市民参加に限定して、「次に、」をとってしまって、「審

議会の附属機関については」というのはそのままいいと思います。そして、「改善すべきである。」の後は、「最後に、」ではなくて「次に、」にしてしまえばいいのですね。その方がすっきりしますね。

いかがでしょうか。

○北野委員 もう一度お願いします。第21条関連ですね。

○佐藤座長 11ページの(4)の第21条関連の「市民参加には『市政への参加』と」云々というところから始まって、次の段落の「市政への市民参加だけではなく」、それから、次の段落の「また、同手引きのNPOに関しては、状況の進展に応じて」という三つの段落を、12ページの(8)地域のまちづくりの促進(第28条関連)にそっくりそのまま移すということです。それがなくなった分、「次に、」と書いてあるところはとって、審議会の附属機関について云々というのと、その次の段落の「最後に、」を「次に、」に直すということですね。

「審議会等への」といきなり出てくるとあれですが、市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めるということになっているが、例えば、審議会等の附属機関について云々とすればいいでしょうか。

どうでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤座長 では、そのように変更しましょう。

ここは、確かにすわりが悪いなと思っていたので、ありがとうございます。

結構いろいろと変えましたけれども、ほかにまだありますか。

○丸山委員 あとは小さいことなので、メールで送ります。

○佐藤座長 お願いします。

ほかに、大きなところで議論をしておいた方がいいというところがありましたらお出しただければと思います。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤座長 ありがとうございます。

それでは、今日の議事を踏まえて中間報告を再修正し、最終稿にしていきたいと思えます。もちろん、再修正後、委員の皆様には事務局から改めてメール等で送付いたしますので、ご確認をしていただきたいと思います。

幾つか変更点がございましたけれども、中間報告も固まりまして、一応は一区切りということになります。ご協力をありがとうございました。

それでは、事務局から補足がありましたらどうぞ。

○事務局(小澤地域支援担当係長) では、こちらの方から補足させていただきますが、この中間報告書につきましては、9月中旬に市長または副市長が出席を予定しております市民自治推進本部会議の方で報告させていただきたいと考えております。また、推進会議でご議論いただきました見直しの方向性または内容につきましては、今後、市が見直す取

り組みの方向性も含めましてご報告し、こういった中間報告をもとに検討を進めていくということでした承を得たいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

一応、本日の議事はこれで終了しますが、前回の会議で若干出ておりました9月以降のスケジュールについて話をする時間を若干いただきたいと思えます。

私は、これ以降、会議をしばらく欠席せざるを得ません。そこで、今日は欠席になっておりますが、会議の座長の経験もおありの福士明委員を職務代理者として指名させていただいて、9月以降の議事の運営をお願いしたいと考えておりますので、ご了承いただければと思えます。

今日は福士（明）委員が欠席しておられますので、9月以降の具体的なスケジュールは後日決めていただくということですのでよろしいと思えます。事務局の方で、今後の進め方について現時点で報告できることがございましたら、よろしくお願ひします。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 私の方からご報告がございます。

先日、福士明委員からは、9月以降の件につきましては、次回、委員同士で検討したいということですが、今回作成しました中間報告書をベースに今後は最終報告書をつくっていく方向になっていくと思えます。その中で、条例第31条、第32条におきましては、市民の意見を聞いて条例の評価、見直しを行うという文言が入っております。この中間報告書を最終報告に持つていくために、この報告書に市民意見を反映させて肉づけさせていただくことが必要ではないかというご意見を福士（明）委員よりいただいております。そういうこともございますので、今回、この中間報告書に再修正をかけた上で、市民自治推進本部会議にかけまして、秋以降、今はこういった結果が出ていますということについて市民の皆様は何らかの形で意見をいただくような取り組みをさせていただきまして、その結果をまた市民自治推進会議にフィードバックし、最終報告書を仕上げていくという形でどうであろうかというご提案が福士（明）委員からはございました。

こういったことを踏まえまして、各委員のご意見も伺いながら、次回以降、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

というわけで、9月以降のスケジュールについては、今日は結論を出さないで、皆様方のお話を総合しながら、事務局と福士（明）委員で相談して調整をお願いすることになると思えます。よろしくお願ひします。

それでは、本日の第6回会議の議事はこれですべて終了いたしました。

その他、特にございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

3. 閉 会

○佐藤座長 特になければ、これで会議を閉会いたします。
長時間にわたり、どうもありがとうございました。

以 上